

第50回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和元年7月23日（火） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 長野県庁 本庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 神事課長、山田課長補佐、荻原担当係長、水越主事、荻原主事
- 4 議 題
(1) 意見聴取案件について
(2) その他
- 5 経 過
(1) 7月18日（木） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
(2) 7月23日（火） 審議会の開催（別紙のとおり）
(3) 7月30日（火） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： ただいまから第 50 回個人情報保護運営審議会を始めます。本日は、追加案件を含め合計 119 件の案件が提出されております。まず、定型案件の審議を行います。案件一覧表 1 ページ番号 1 番の「コンプライアンス・行政経営課」の案件から番号 6 番の「水大気環境課」の案件について、また別表 66 番の「先端技術活用推進課」から番号 112 番の「学びの改革支援課」の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 1～6 番、番号 66～112 番）

会 長： 定型案件についていかがでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて、一般案件に移ります。案件一覧表の 5 ページ、番号 7 番「保健・疾病対策課」から番号 16 番「心の支援課」の案件まで、事務を行う担当課から説明をお願いします。

保健・疾病対策課：（説明 7～10 番）

心の支援課：（説明 11～16 番）

会 長： 7 番から 16 番についてはいかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて、案件 5 ページ番号 17 番「子ども家庭課」の案件から番号 30 番の「保健・疾病対策課」の案件まで事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 17～30 番）

会 長： いかがでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて、案件 6 ページ番号 31 番「環境エネルギー課」の案件から番号 44 番の「労働雇用課」の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 31～44 番）

会 長： いかがでしょうか。私の方から質問していいですか。139 ページ、145 ページ、149 ページの収集方法の欄の記載ですが、139 ページの収集方法は本人収集となっていて、本人外収集は行っていませんよね。しかし、本人外収集の根拠欄に「条例 4 条 3 項 2 号該当」と書いてあり、145 ページや 149 ページも同じ記載となっているのですが、これは誤記ですか。

事 務 局： すみません、そこは誤記です。

会 長： 例えば 141 ページの登録簿の収集方法が本人収集となっていて、本人外収集の欄に、「条例第 4 条第 3 号第 号該当」というフォームがありますよね。今までずっとこのようにやっていたか。

事 務 局： はい、そもそも登録簿の様式がそのようになっておまして、本人外収集がなければ、この欄は長野県個人情報保護条例第 4 条 3 号の「第何号」という部分が空欄となります。

会 長： わかりました。

事 務 局： ただ、様式自体はこのようになっておりますが、資料の中でこの部分を消している課もあります。統一感がなく、紛らわしくなっているもので、実際の様式はこれでも、資料として出す際は、本人外収集にレ点が見つからない場合は「長野県から号該当」までの記載を削って統一したいと思います。

会 長： 紛らわしいので削った方がいいですね。139 ページ、145 ページ、149 ページは根拠のところから削除していただいでよろしいでしょうか。他に何かございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて、案件一覧表 7 ページ番号 45 番「森林政策課」から番号 50 番の「長野県警留置管理課」まで事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 45 番～50 番）

会 長： ここまでいかがでしょうか。留置管理課の関係は、根拠法が複雑のよう
ですけど大丈夫ですか。

委 員： 規則があるんですね。国の規則ですか。

事 務 局： 国の規則に基づいて提供しなければならないという規則が制定されたの
で、法令に基づき記録情報を提供しなければならない時に当てはまるとして、
1号該当としているという理由でした。

委 員： 基本的なことですが、規則は法令に当たるんですか。

事 務 局： 条例の解釈及び運用基準の 36 ページ、「法令等に基づき、記録情報を提
供しなければならないとき」とは法律、政令、省令、その他国の機関が定め
た命令及び本県の他の条例に基づき記録情報の提供が義務付けられている
ものをいい、今回の場合は国の規則になりますので、国の機関が定めた命令
と解釈しているとのことです。

会 長： 何の法律に基づく規則ですか。

事 務 局： 平成 21 年の国家公安委員会規則第 13 号、その中の行方不明者発見活動
に関する規則において、提供しなければならない、報告しなければならない
と定められているとのことです。

委 員： 規則は法令に当たるんですかね。

会 長： 最高裁判所規則とか国の規則とかは法令に当たるのですか。

委 員： 法令です。

会 長： 解釈及び運用基準は情報公開・法務課が作成したものでですか。

事 務 局： そうです。条例の解釈は当課で作成したものです。

会 長： 基本的に、私は法令等に含めても良いと思います。ただ、解釈及び運用
基準に、規則も明記した方が良いかもしれないです。法的な根拠、法令等の

根拠はいいと思います。解釈及び運用基準のところに規則が入るのか、入らないのかが明示されていないから、疑問が生じるんだと思います。解釈及び運用基準に規則を入れるか、ご検討いただくことでどうでしょうか。

事務局：今の部分ですが、平成28年3月24日の審議会にお諮りしているもので、今回この部分を変更する内容ではなかったんですが、この部分を含め正しいかどうか実施機関に確認しまして、変更する必要があるれば、次回の審議会に改めてお諮りしたいと考えております。

会長：他にはよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長：それでは続きまして、8ページ番号51番「企業局水道事業課」から番号61番「公立大学法人長野県立大学」の案件について事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号51番～61番）

会長：いかがでしょうか。何かご質問ご意見等ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長：一般案件はこれで終了し、廃棄案件に移ります。案件一覧表8ページ番号62番「環境エネルギー課」から番号65番「全国都市緑化信州フェア推進室」までの案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号62番～65番）

会長：廃棄案件についてよろしいでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会長：続いて、一般案件の追加分について審議に入ります。追加分新規意見聴取案件一覧表の番号113番「こども・家庭課」の案件から番号119番「人権・男女共同参画課」までの案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 113 番～119 番）

会 長： 追加案件についていかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それでは以上をもちまして本日の意見聴取案件の審議は全て終了いたしました。今回の審議会で特に意見のついた案件はありませんでしたので、全案件について適当という意見でよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それでは、議事の「その他」、個人情報の目的外提供に係る承認案件の事後報告について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： 続きまして、議事録の確認を行います。事前に前回の第 49 回の議事録を事務局から送付させていただいております。記載内容に何かご意見等ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それでは第 49 回審議会会議録の記載内容は事前送付のとおり決定いたします。続いて次回の審議会の日程について調整しますので事務局の方から説明をお願いします。

事務局：（日程調整）

会 長： 以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了といたします。